

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月30日

広島市長

提出者

住所 広島市中区十日市町1丁目1番9号

氏名 山陽工業株式会社

代表取締役 鈴江 克彦

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 (082) 232-6471

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	山陽工業株式会社
事業場の所在地	広島市中区十日市町1丁目1番9号
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	(D06) 総合工事業
②事業の規模	売上高¥5,512,000,000（令和6年度）
③従業員数	75名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物（工事現場）→収集・運搬→処分（処理業者）

別紙1

(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和 6 年度) 実績量
 計画:今年度(令和 7 年度) 計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項	
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	2640.9	2377								
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	27.23	25								
紙くず	0.3	1								
木くず	486.15	437								
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず	3.729	3								
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず										
鉱さい										
がれき類	708.932	638								
動物のふん尿										
動物の死体										
石綿含有産業廃棄物										
混合廃棄物	48.672	43								
廃石膏ボード	13.89	12								
水銀										
蛍光灯										
合計	3929.803	3536	0	0	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙1

(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	処理委託に関する事項									
	全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	2640.9	2377			2640.9	2377				
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	27.23	25			27.23	25				
紙くず	0.3	1			0.3	1				
木くず	486.15	437			486.15	437				
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず	3.729	3			3.729	3				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず										
鉱さい										
がれき類	708.932	638			708.932	638				
動物のふん尿										
動物の死体										
石綿含有産業廃棄物										
混合廃棄物	48.672	43			48.672	43				
廃石膏ボード	13.89	12			13.89	12				
水銀										
蛍光灯										
合計	3929.803	3536	0	0	3929.803	3536	0	0	0	0

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

建築部・土木部現場担当者→本社廃棄物管理担当者→担当部長→代表取締役

2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	必要以上の取り壊し作業を抑制し、産業廃棄物の抑制を図る
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後もこれまでと同様の抑制に関する取り組みを行う

3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>コンクリート殻、アスファルト殻、木くず、廃プラスチック類等発生現場毎で、種類ごとに分別する</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>今後もこれまでと同様の取り組みを行う</p>

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>現在実施していない</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後も実施する計画はない</p>

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>現在実施していない</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後も実施する計画はない</p>

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現在実施していない
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施する計画はない

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現在、再生処理業者と適正な委託契約を締結している
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も、再生処理業者と適正な委託契約を締結する。また、優良認定処理業者への委託も検討する